

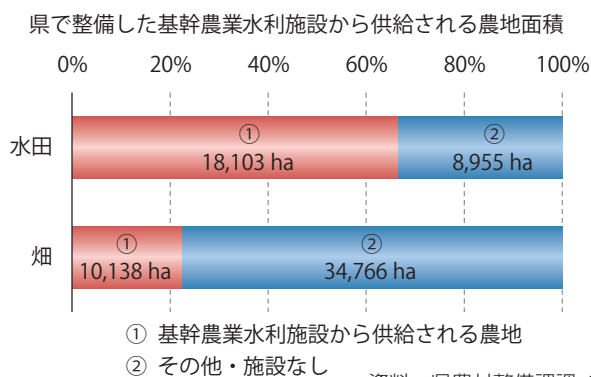
第1章 農業農村整備等の役割及び成果

農業生産を支える生産基盤

● 農業用水の安定供給（農業水利施設の整備）

農作物の生産に必要な農業用水を安定的かつ継続的に供給するため、農業水利施設の整備を行ってきました。

これまでに県で整備した基幹的な農業水利施設^{*1}（31 土地改良区）は、28,241ha（水田 18,103ha、畑 10,138ha）の農地に農業用水を供給できる能力を備えており、計画的な農作物生産と安定的な農業経営に寄与しています。



農業水利施設（前橋市：大正用水区）

事例 - 1

（S54～H6 畑地帯総合整備事業、S46～S59 国営かんがい排水事業）

『畑地かんがいによる高収益性作物への転換』

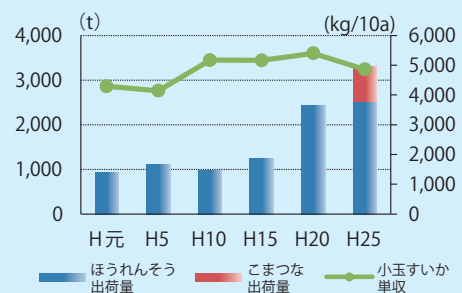
◎ 藪塚台地地区【太田市】

【整備内容】

- ・ 畑地かんがい施設
- ・ 区画整理
- ・ 農道

【事業実施による変化】

- ・ 畑地かんがい施設の整備により、小玉すいかの単収やほうれんそう等の雨よけ栽培が増加
- ・ 夏場の気温上昇から、近年はこまつなを新規に導入



事例 - 2

（H2～H16 畑地帯総合整備事業、S56～H9 国営かんがい排水事業）

『高収益性作物への転換と経営規模の拡大』

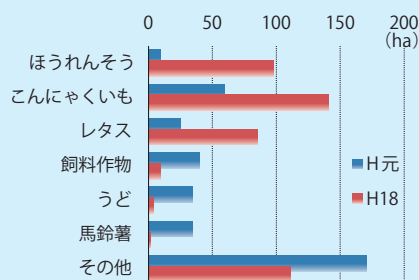
◎ 昭和第一地区【昭和村】

【整備内容】

- ・ 畑地かんがい施設
- ・ 区画整理

【事業実施による変化】

- ・ 施設栽培面積の増加(3ha → 51ha)
- ・ 新規作物の導入(ふき)
- ・ 担い手への農地集積率の増加(12.6% → 22.1%)

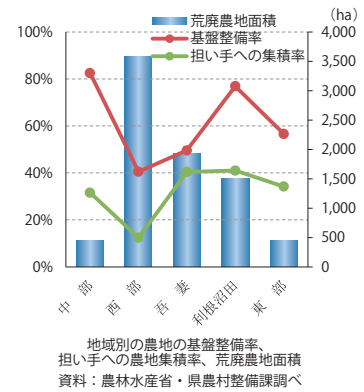


●農業生産性の高い農地の確保（農地の整備等）

農業生産性の向上を図るため、農地の整形化と区画を拡大する基盤整備を行っています。

これまでに整備した農地は、44,328ha（田 17,764ha、畑 26,564ha）となっており、県全体の農地面積に対して、62%（田 66%、畑 59%）まで整備が進んでいます。

なお、基盤整備率が高い地域では効率的な農業展開が図れることから、担い手への農地集積率は高く、耕作放棄地面積も少ない傾向になっています。



事例－3

(S45～S53 国営農地開発事業、H元～H13 国営農地開発事業)

『夏秋キャベツの生産量増大と農業生産性の向上』

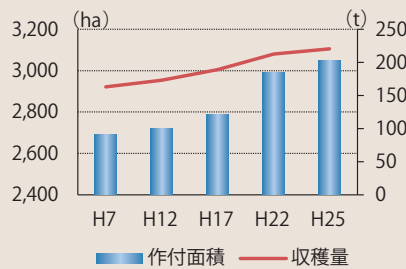
◎ 孺恋西部地区、孺恋地区【孺恋村】

【整備内容】

- ・農地造成
- ・農道整備

【事業実施による変化】

- ・夏秋キャベツの生産量増大
(夏秋キャベツの全国シェア47% [H25])
- ・経営規模の拡大、農業機械の大型化



事例－4

(H18～H26 畑地帯総合整備事業)

『農地保有合理化事業^{*2}との連携による農地集積』

◎ 松義東部地区【富岡市、安中市】

【整備内容】

- ・区画整理

【事業実施による変化】

- ・担い手の増加(9人→13人)
- ・担い手への農地集積面積の増加(14ha→35.7ha)
- ・担い手の農地集積面積のうち、農地保有合理化事業(売買)により11.4haの農地を取得



事例－5

(H10～H20 経営体育成基盤整備事業)

『担い手への農地集積と他事業との連携によるハウスの団地化』

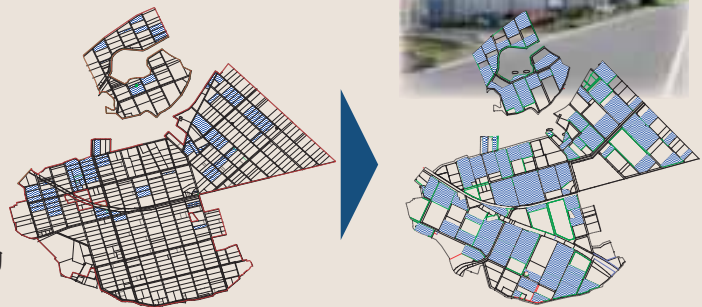
◎ 内郷地区【板倉町】

【整備内容】

- ・区画整理

【事業実施による変化】

- ・担い手の増加(6人→13人)
- ・担い手への農地集積面積の増加(8ha→28.7ha)
- ・他事業と連携し、点在したハウスを集約(16棟 2.5ha きゅうり栽培)



【用語の解説】

^{*1} 基幹的な農業水利施設：受益面積が100ha以上の農業用水利施設です。

^{*2} 農地保有合理化事業：離農や規模を縮小する農業者等から農地を買入れ又は借入れ、規模拡大を図ろうとする農業者に対して農地を効率的に利用できるように調整した上で農地の売渡し又は貸付けを行う事業です。なお、現在は事業の見直しに伴い農地中間管理事業の一部となっています。

事例 - 6

(S41 ~ S52 ほ場整備事業、H19 小規模土地改良事業)

『担い手の経営形態の変化に伴う水田の大区画化』

◎前橋南部地区、駒形地区【前橋市】

【整備内容】

- 機械化組合から集落営農組織への経営形態の変化を機に、農業生産性のさらなる向上を図るため、30a区画に整備済みの水田を畦抜き^{*1}工法により更に拡大

【事業実施による変化】

- 30a区画×43筆 → 150 ~ 60a区画×20筆
- 集落営農組織は、その後も規模拡大が進み、現在では農事組合法人へ



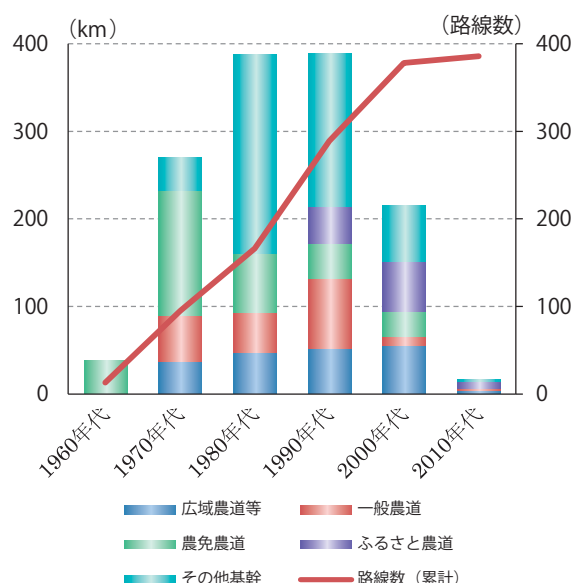
●効率的な流通経路等の確保（農道の整備）

農産物の流通や農地への通作の効率化を図るため、農道（農業用道路）の整備を行ってきました。

これまでに県で整備した基幹的な農道^{*2}は、386路線1,317kmにのぼりますが、これらの農道は、農業生産活動を支えるだけでなく、農村地域の生活にも利用される道路として機能している路線もあり、農村地域の活性化に寄与しています。



広域農道(茨川市：赤城南麓地区)



基幹農道の年代別整備延長と路線数

資料：県農村整備課調べ

事例 - 7

(H元~ H11 ほ場整備事業、H4 ~ H15 機構営農用地総合整備事業 等)

『アクセス道の整備と果樹団地の形成』

◎上発知地区・利根沼田区域等【沼田市外2町村】

【整備内容】

- 区画整理
- 幹線道路

【事業実施による変化】

- 幹線道路の整備や区画整理により、周辺地域での果樹の栽培面積が増加 (873ha [H7] → 1,184ha [H17])
- 観光果樹園の増加により地域が活性化

